

令和5年1月19日

上京区総合庁舎における駐車場整備及び管理運営を行う事業者の募集に係る
質問に対する回答

番号	質問内容	回答
1	精算機の電子マネー対応について、交通系ICのみの対応となりますが、よろしいでしょうか。	応募いただくことは可能です。
2	直近3年間の月ごとの売り上げ及び利用台数は。	利用台数は別紙1、売り上げは別紙2を参照してください。
3	直近3年間の月ごとの割引対応件数は。	別紙1を参照してください。
4	過去5年間の売り上げは。	別紙2を参照してください。
5	現事業者の年間使用料は。	2,004,000円
6	精算機・看板機器・ロック版などの設備機器の中古の利用は可能でしょうか。	故障が頻発するものや景観を損ねるものでなければ、中古品でも構いません。
7	身障者等の割引処理について、現在は認証機またはサービス券対応のどちらでしょうか。	認証機対応です。
8	7に関して、サービス券（専用機）での対応しか機器の仕様上厳しいですがよろしいでしょうか。	応募要項に記載のとおり認証機対応を基本としますが、違う方法であっても応募は可能です。その場合、認証機対応による場合と同等のサービスが維持できること（職員負担及び市民の利便性等）を企画提案書に記載してください。 なお、評価（項目：無料処理）に当たっては認証機対応よりも低い評価点となります。
9	現状の料金体系（特に来庁者用）が40分200円ですが、30分200円等値上げすることは可能でしょうか。	利用料金は評価項目の一つとなっているため、現在のの上京区総合庁舎の駐車料金及び近隣の駐車場相場を勘案のうえ設定し、ご応募ください。 当該募集においては、企画提案内容が最も優れた者を事業予定者として選定し、利用料金を含む使用条件等について協議し、合意した者を事業者として決定します。このため、提案された利用料金と実際に運用される利用料金が異なる場合があります。
10	国税証明書は「その3の3」でいいでしょうか。	国税の証明書については、「その3の3」で結構です。
11	地方税証明書について、京都市に事務所がないため、京都市税の証明書がない状態なのですが、どのようにすればよいでしょうか。	税の証明書に関しては、国税の証明書のみでの提出で結構です。